［六・七　略］

八　業務提供誘引販売業を行う者が、法第五十四条の四第一項及び同条第二項で準用する法第五十四条の三第二項から第四項までの規定のいずれかに違反する行為を行つている者に、法第五十四条の三第五項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託すること。

（業務提供誘引販売契約の解除の妨害後の書面の交付）

第四十六条の三　法第五十八条第一項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　業務提供誘引販売契約の内容

二　法第五十八条第一項の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して二十日を経過するまでは、書面により業務提供誘引販売契約の解除を行うことができること。

三　法第五十八条第一項後段、第二項及び第三項の規定に関する事項

四　業務提供誘引販売契約の解除があつた場合において、当該業務提供誘引販売契約に係る商品の代金若しくは役務の対価の支払又は取引料の提供が行われているときは、業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供誘引販売取引の相手方に対し、速やかに、その全額を返還すること。

五　［略］

六　当該業務提供誘引販売契約の締結を担当した者の氏名

七　［略］

2　［略］

3　書面に記載するに際し、第一項第二号から第四号までに掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4　［略］

5　業務提供誘引販売業を行う者は、法第五十八条第一項の書面を業務提供誘引販売取引の相手方に交付した際には、直ちに業務提供誘引販売取引の相手方が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号から第四号までに掲げる内容について業務提供誘引販売取引の相手方に告げなければならない。

（第三者への物品の引渡しについての通知方法）

第五十三条　［略］

2　［略］

3　法第五十八条の八第一項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方が法第五十八条の十四第一項の規定により当該契約を既に解除している場合、第一項の書面には、当該解除の事実及び次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　第三者に引き渡した物品は、法第五十八条の八第一項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方から引渡しを受けた物品であること。

二　当該場合において、物品の引渡しを受けた第三者は、当該契約の相手方からの求めに従い、当該物品を返還すること。

三　購入業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

四　物品を第三者に引き渡す年月日

五　物品の種類

六　物品名

［六・七　同上］

八　業務提供誘引販売業を行う者が、法第五十四条の四第一項及び同条第二項で準用する法第五十四条の三第二項から第四項までの規定のいずれかに違反する行為を行つている者に、法第五十四条の三第五項各号に掲げる業務のすべてにつき一括して委託すること。

（業務提供誘引販売契約の解除の妨害後の書面の交付）

第四十六条の三　法第五十八条第一項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　業務提供誘引販売取引についての契約の内容

二　法第五十八条第一項の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して二十日を経過するまでは、書面により業務提供誘引販売取引についての契約の解除を行うことができること。

三　法第五十八条第二項及び第三項の規定に関する事項

［号を加える。］

四　［同上］

五　当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の締結を担当した者の氏名

六　［同上］

2　［同上］

3　書面に記載するに際し、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4　［同上］

5　業務提供誘引販売業を行う者は、法第五十八条第一項の書面を業務提供誘引販売取引の相手方に交付した際には、直ちに業務提供誘引販売取引の相手方が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容について業務提供誘引販売取引の相手方に告げなければならない。

（第三者への物品の引渡しについての通知方法）

第五十三条　［同上］

2　［同上］

3　法第五十八条の八第一項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方が法第五十八条の十四第一項の規定により当該契約を既に解除している場合、第一項の書面には、当該解除の事実並びに前項第一号及び第五号から第十号までに掲げる事項を記載しなければならない。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］